

1. 農業の競争力強化のための新たな挑戦

(1) 品目横断的経営安定対策の導入

【品目横断的経営安定対策 1,700(0)億円(19年産総額)】
〔うち19年度一般会計から農業経営安定勘定(仮称)への繰入分 521億円〕

対策のポイント

全ての農業者を一律に対象とした施策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定した対策を導入します。

品目別の価格政策から、品目横断的に経営全体に着目した対策に転換します。

(対象者は)

個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、原則として4ha(北海道は10ha)以上の経営規模を確保する

集落として経営する集落営農組織を立ち上げ、原則として20ha以上の経営規模を確保する

のいずれかの途をとる必要があります。

(規模要件については、集落の農地が少ないため、規模拡大が困難な地域や小規模であっても、複合経営等により相当水準の所得を確保している等の場合は、各種の特例があります。)

(具体的には)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、

- ・ 最近3年間(16~18年)の生産実績に応じた支払い
- ・ 19年産以降毎年の生産量・品質に応じた支払い

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、

- ・ 19年産以降毎年の販売収入の合計額が最近の平均収入額より下がった場合の補てんの支払い

の3つの支援がなされます。

政策目標

	担い手の育成・確保
<平成17年>	<農業構造の展望(平成27年)>
認定農業者 約20万	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万~37万
集落営農 約1万	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万~4万

< 内容 >

1. 生産条件不利補正対策

(1) 過去の生産実績に基づく交付金

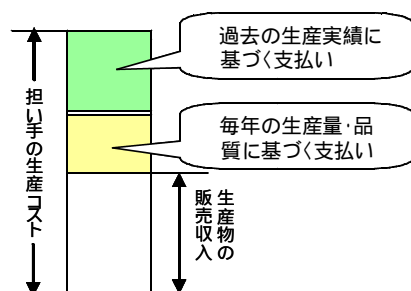
最近3年間(16年~18年)の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じて、19年産以降毎年、それぞれの品目ごとに設定された以下の単価に基づく支払を受けることができます。

(2) 毎年の生産量・品質に基づく交付金

その年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じて、それぞれの品目ごとに設定された以下の単価に基づく支払を受けることができます。

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。

【単価】

	過去の生産実績に基づく交付金の単価 [面積単価]	毎年の生産量・品質に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円 / 10a	2,110 / 60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円 / 10a	2,736 / 60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円 / 10a	2,150 / トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用ばれいしょ	37,030円 / 10a	3,650 / トン (でん粉含有率17.4%の場合)

(注)面積単価は、単収の違いを反映して地域別に設定されます。

【生産条件不利補正対策(特会) 139,549(0)百万円(19年産総額)】

2. 収入減少影響緩和対策

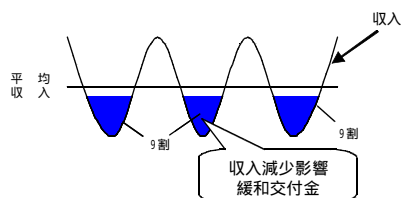
(1) その年の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの販売収入の合計額が、過去5年の中庸3年の平均収入額より下がった場合に、差額の9割の範囲内で補てんされます。

(2) 補てんの原資とするため、10%の減収に対応できる額を生産者1:国3の割合で拠出しておきます。

【収入減少影響緩和対策(特会) 30,504(0)百万円(19年産総額)】

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
(生産者から一定の拠出が必要です。)

[担当課: 経営局経営政策課(03-3502-5601(直))]

(2) 米政策改革の更なる推進

【米政策改革推進対策 1,939(1,567)億円】

うち一般会計分 1,623(1,541)億円
特別会計分 316(26)億円

対策のポイント

米政策改革を更に推進するための新たな対策を構築します。

これにより、19年産からスタートする新たな米の需給調整システムの定着を図ります。また、売れる米づくりと水田農業の構造改革を進めます。

(米づくりの本来あるべき姿とは)

- ・ 担い手が、市場を通じて需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、米の安定的供給が行われていく「消費者重視・市場重視の米づくりの姿」を、平成22年度に実現することを目指しています。

(新たな米の需給調整システムとは)

- ・ この「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、農業者・農業者団体が国・都道府県から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して生産を実行していく「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」に、19年産から移行することとしています。

政策目標

平成22年度に「米づくりの本来あるべき姿」を実現

<内容>

1. 需要に応じた米づくり・産地づくりの促進(産地づくり対策) 別紙1

(1) 産地づくり交付金

地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。

【定 額】

【産地づくり交付金 19年産 132,669(140,808)百万円】
(19年度 132,669(140,808)百万円)

(2) 新需給調整システム定着交付金

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

【定 額】

【新需給調整システム定着交付金 19年産 15,000(5,000)百万円】
(19年度 15,000(5,000)百万円)

(3) 稲作構造改革促進交付金

担い手以外の生産者に対しても米の価格下落等の影響を緩和するための支援を行います。また、担い手へ集積される場合は加算が受け取れるようにします。さらに、産地の需給改善に向けた取組に対しても支援できるようにします。これにより、米の需要に応じた生産の誘導と担い手への集積を促進します。

【定 額】

【稲作構造改革促進交付金（特会） 19年産 29,030(0)百万円】
(19年度 29,030(0)百万円)

2. 豊作による過剰米の隔離

別紙2

豊作により予定外に生産された過剰米がある場合に、これを出来秋から主食用等と区分して集荷・保管する取組を支援します。これにより、主食用の市場に過剰米が出回らないようにすることで、価格の下落を防止します。

【定 額】

【集荷円滑化対策（特会） 2,567(2,567)百万円】

3. 水田の飼料作物生産の振興

別紙3

地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、飼料生産振興に直接結びつく取組を支援します。これにより、水田における効果的な生産の振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

【定 額、補助率1/2以内】

【耕畜連携水田活用対策 19年産 5,404(6,208)百万円】
(19年度 5,404(6,208)百万円)

4. 地域協議会等の体制強化

対策の実施主体であり、地域の調整機関でもある都道府県協議会及び地域協議会に対する必要な支援を行います。これにより、米づくりの本来あるべき姿の実現に向けた体制の強化を図ります。

【定 額】

【水田農業構造改革対策推進交付金 19年産 2,120(2,126)百万円】
(19年度 2,120(2,126)百万円)

5. 過去の生産実績がない案件等への対応

【定 額】

【担い手経営革新促進事業 19年産 7,100(0)百万円】
(19年度 7,100(0)百万円)

このほか、18年産に係る所要額を要求（稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び麦・大豆品質向上対策（大豆分））。

[担当課：総合食料局食糧部計画課（03-3501-3798（直））]

産地づくり対策 ～地域の特色ある水田農業の展開を推進～

【産地づくり対策 1,767(1,458)億円】

対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。

(産地づくり対策とは)

- ・ 地域自らの発想・戦略により、水田農業の将来方向を明らかにした「地域水田農業ビジョン」に基づき、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成します。
- ・ たとえば、有機栽培や地産地消への取組など水田を活用した作物の産地づくりや、農地の流動化、生産の組織化・法人化など担い手の育成に向けた取組を支援します。

政策目標

平成22年度の「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、
水田農業の構造改革を推進

<内容>

1. 地域の特色ある水田農業の展開

地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。 【定 額】

【産地づくり交付金 132,669(140,808)百万円】

2. 地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

また、一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、都道府県別配分の見直しを行うものとします。 【定 額】

【新需給調整システム定着交付金 15,000(5,000)百万円】

3. 米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産の誘導と担い手への集積の促進

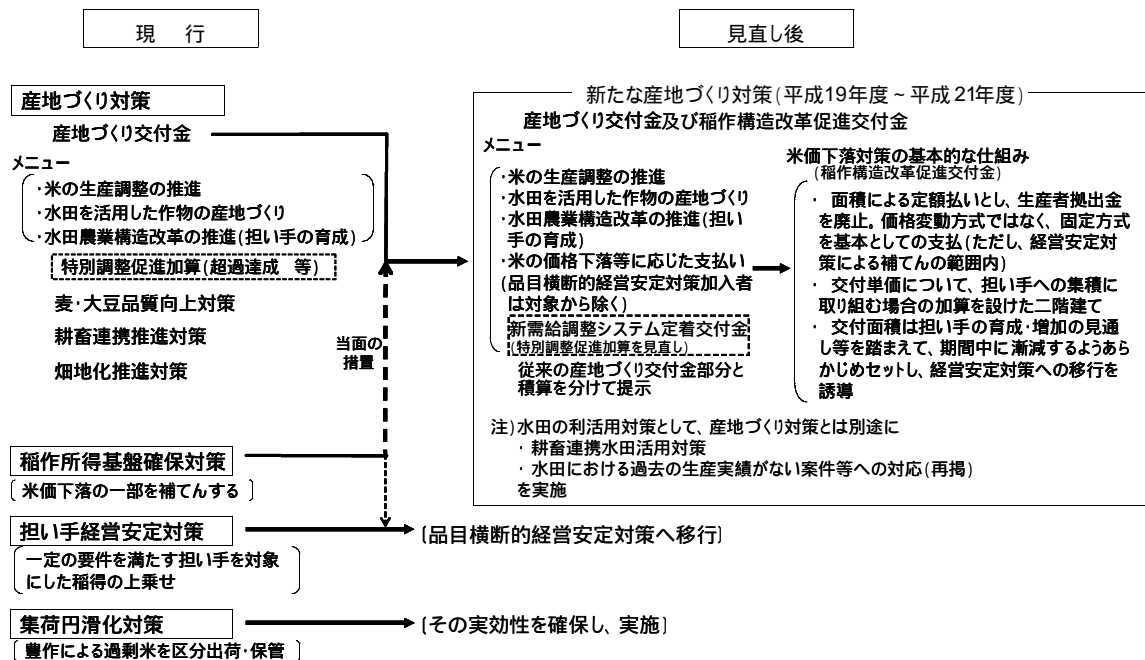
担い手以外の生産者に対しても米の価格下落等の影響を緩和するための支援

(単価：4,000円/10a)を行います。また、担い手へ集積される場合は加算(3,000円/10a)が受け取れるようにします。さらに、産地の需給改善に向けた取組に対しても支援できるようにします。(地域段階であらかじめ取り決めることにより、産地づくり交付金への融通が可能。)これにより、米の需要に応じた生産の誘導と担い手への集積を促進します。 【定 額】

【稲作構造改革促進交付金(特会) 29,030(0)百万円】

担当課：生産局農産振興課 (03-3591-8733(直))
 総合食料局食料企画課 (03-3502-7942(直))

米政策改革推進対策の見直し



豊作による過剰米の隔離

【集荷円滑化対策 26(26)億円】

対策のポイント

豊作により予定外に生産された過剰米がある場合に、これを出来秋から主食用等と区分して集荷・保管する取組を支援します。

これにより、主食用の市場に過剰米が出回らないようにすることで、価格の下落を防止します。

(平成17年産の取組)

- ・ 17年産米の作況指数が全国で101の豊作となったことから、「集荷円滑化対策」が初めて発動され、豊作による過剰米約7.6万トンが、主食用等と区分して出荷されました。
- ・ 区分して集荷・保管された過剰米は、新規の加工用途に販売されるなど、主食用の需給に影響を与えないように処理されることとなります。

政策目標

区分して集荷・保管された過剰米について
主食用の需給に影響を与えないよう、全量を適切に処理

<内容>

1. 豊作による過剰米を主食用と区分して集荷

出荷団体が豊作により予定外に生産された過剰米を生産者から主食用と区分して集荷する取組に要する経費を支援します。これにより、過剰米が主食用の市場に出回らないようにします。 【定 額】

【集荷奨励事業(特会) 1,283(1,283)百万円】

2. 豊作による過剰米を主食用の需給に影響を与えずに処理

出荷団体が豊作により予定外に生産された過剰米を保管する取組に要する経費等を支援します。これにより、過剰米が主食用の市場に出回らないようにします。 【補助率 定 額(1/2相当)】

【過剰米短期融資円滑化事業(特会) 1,283(1,283)百万円】

[担当課：総合食料局食糧部計画課(03-3501-3798(直))]

水田の飼料作物生産の振興

【耕畜連携水田活用対策 54億円（62）億円】

対策のポイント

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を創設します。これにより、水田における効果的な飼料作物の生産振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

（耕畜連携とは）

- ・ 水田を所有する耕種農家と畜産農家の連携を今まで以上に強化することにより、「牛 - 草 - 土」の循環による持続的な飼料生産体系を構築します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） 35%（平成27年度）

< 内容 >

水田における飼料作物生産の振興

生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興を支援します。例えば、地域における水田飼料作物生産に係る調整活動、排水条件の改良等生産条件を改善するための簡易な基盤整備や細断型ロールペーラー等の高性能機械導入等の取組を支援します。

【定 額、補助率1/2以内】

地域の創意工夫により設定した単価に基づいて、稲発酵粗飼料など地域の水田状況に適した飼料作物の生産や肉用牛放牧等の取組を支援します。

【定 額】

【耕畜連携水田活用対策 5,404（6,208）百万円】

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03 - 3502 - 3381（直））]

(3) 新たな発想に立った担い手支援策の創設

【担い手育成・確保支援対策 179(0)億円】

うち経済成長戦略推進要望 35億円

対策のポイント

農政の抜本的改革に当たり、19年度から21年度までの3年間で「集中改革期間」として、担い手の育成・確保に取り組みます。この中で、従来の発想を超えた斬新な手法で、担い手のニーズに即した支援を集中的・重点的に実施します。

(例)

- ・ 各種の担い手向け支援措置が、ワンストップ的に受けられます。
- ・ 融資を主体として機械等を導入する際自己負担部分について補助が受けられます。
- ・ 地域内の農地を担い手にまとまった形で団地化して集積した場合に、実績に応じた促進費が受け取れます。
- ・ 新たにスーパーL資金等を借りの場合、無利子となります。
- ・ 担い手の経営規模の拡大や生産調整の強化に対応し、新たに麦・大豆の生産に取り組む場合、新たな支援措置が受けられます。

政策目標

<平成17年>		担い手の育成・確保		<農業構造の展望(平成27年)>	
認定農業者	約20万	効率的かつ安定的な家族農業経営	33万~37万		
集落営農	約1万	効率的かつ安定的な集落営農経営	2万~4万		

<内容>

1. 認定農業者・集落営農組織へのトータルサポート体制の整備 別紙1

全国約1,000ヶ所の担い手育成総合支援協議会に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置します。この窓口で、経営相談・技術指導・法人化支援・農地の利用調整・担い手の組織化支援・再スタート支援など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に行います。なお、これに伴い関係する支援・助成事業を再編・統合します。

【定 額、補助率1/2】

【担い手アクションサポート事業 3,500(0)百万円】

2. 重点地域における経営構造改革のための新しい総合対策の実施 別紙2

地域の合意形成を基本として、担い手の育成のために新たな手法による総合的な支援対策を講じます。

事業実施地区における担い手は、農業用機械施設等の導入に際して、いわゆる融資残補助や追加的な信用供与等を得ることができます。

【融資残額（3 / 10 上限）定 額】

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 3, 515（0）百万円】

3. 担い手の分散ほ場を解消するための施策の創設 別紙3

規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積するための支援措置等を新設します。

【定 額、補助率1 / 2】

【担い手農地集積高度化促進事業（特会） 2, 500（0）百万円】

4. 担い手に対する金融上のメリット措置の拡充 別紙4

認定農業者が借り受けるスーパーL資金などを無利子で融通し、担い手の育成・確保を金融面から強力に支援します。また、担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをつくります。

【スーパーL資金等の無利子化措置

（農山漁村振興基金からの利子助成）900（0）百万円】

【無担保・無保証人によるクイック融資 430（0）百万円】

5. 担い手の経営革新を促進するための支援 別紙5

経営規模の拡大や生産調整の強化に対応しつつ、良品質な農産物の効率的な生産に取り組む意欲的な担い手に対し、新たに麦・大豆を生産する場合などの支援策を講じます。

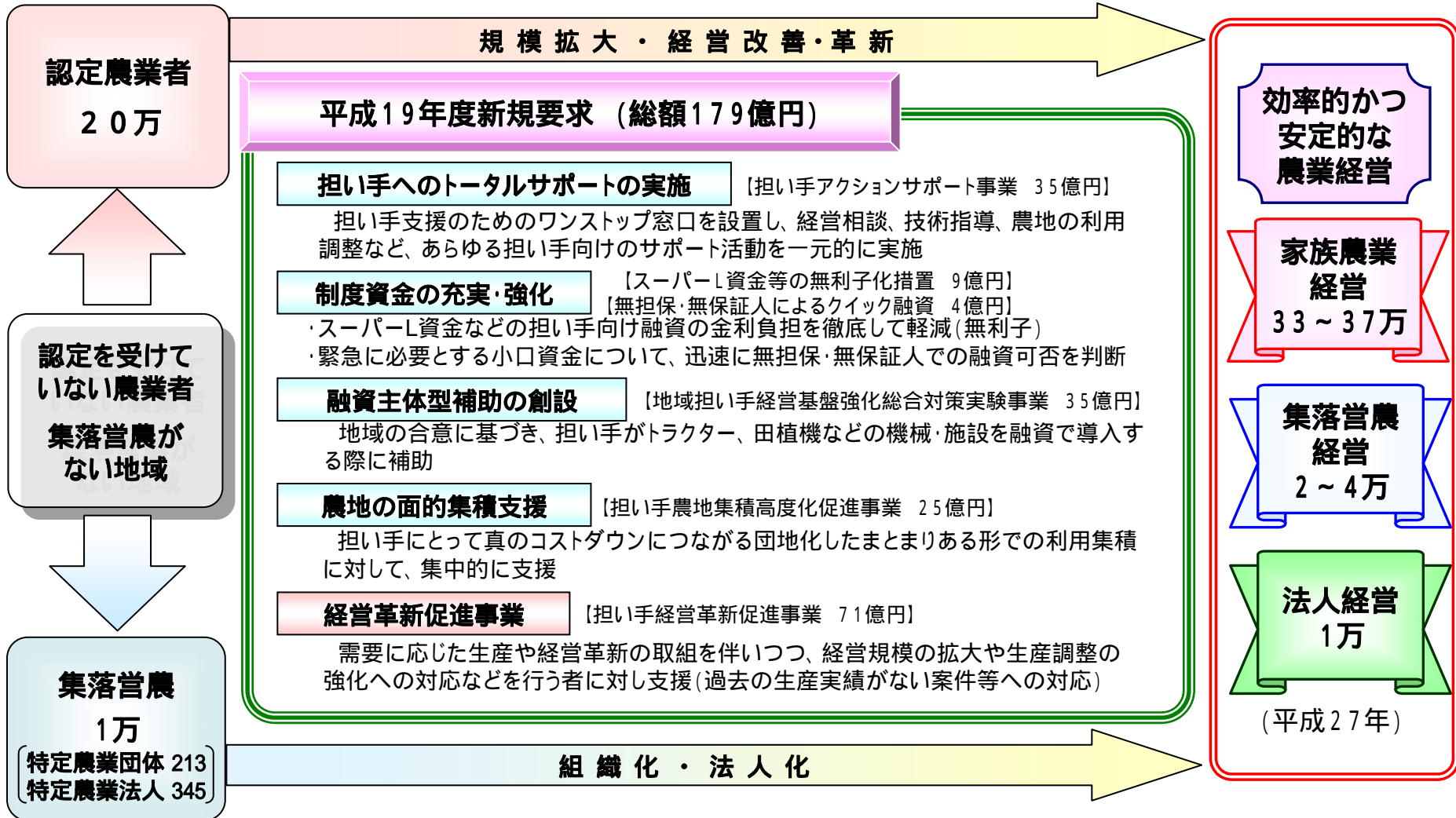
【定 額】

【担い手経営革新促進事業 7, 100（0）百万円】

[担当課：経営局総務課（03 - 3502 - 6432（直））]

担い手の育成・確保対策の抜本的改革について

認定農業者・集落営農に対する強力な政策支援



担い手アクションサポート事業

【 3 , 5 0 0 (0) 百万円】

対策のポイント

全国約1,000ヶ所の担い手育成総合支援協議会に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置します。この窓口で、経営相談・技術指導・法人化支援・農地の利用調整・担い手の組織化支援・再スタート支援など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に行います。

< 内容 >

1. ワンストップ支援窓口の設置

担い手（認定農業者・集落営農組織）が抱える様々な経営課題の相談に一元的に応じるため、都道府県・地域段階の担い手協議会に、総合的な支援相談窓口を設置します。

2. 担い手アクションサポート会議の設置・運営

担い手が必要としている支援の内容等について協議し、その実施について担い手協議会へ提言を行うため、コーディネーター（普及指導員・行政のOB等）を中心に、認定農業者や集落営農組織の代表者等からなる「担い手アクションサポート会議」を設置します。

3. 担い手アクションサポートチームの設置・運営

担い手協議会の構成団体とスペシャリスト（税理士・中小企業診断士等）からなる「担い手アクションサポートチーム」を設置して、「担い手アクションサポート会議」の提言を踏まえて具体的な支援内容を決定し、以下の支援を実施します。

(1) 担い手アクションサポート活動

担い手個々の経営課題に対応するよう、個別に以下の支援を行います。

経営・技術相談、コンサルティング

資格取得など、スキルアップ支援

担い手自らが行う組織化の支援

地域農業を支える人材（リーダー、会計責任者等）の育成

集中的な技術・営農支援

新たな人材の育成・確保

など

(2) 担い手育成・確保活動

担い手の育成・確保を図るため、以下の支援を実施します。

認定農業者や特定農業団体等の制度や各種支援策の P R

農業経営改善計画や特定農用地利用規程等の作成支援、工程管理

農地情報の整備、農地監視活動等農地の利用調整

農業における再スタート支援

など

< 特記すべき事項 >

(1) 行政・ J A ・ 農業委員会など地域における関係機関の担い手育成機能を 1 ヶ所に集約し、新たにワンストップ支援窓口として、経営や技術に関する相談に一元的に応じる体制を整備します。これにより、担い手が必要とする支援を受けやすくします。

(2) これまでの既存の担い手育成のための 6 つの事業を 1 つに整理・統合し、様々な支援活動を選択できるようメニュー化します。これにより、多様な担い手の経営発展に応じた支援活動を総合的に実施します。

1 8 年 度

1 9 年 度

認定農業者等担い手育成・確保支援事業

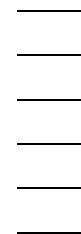
集落営農育成・確保支援事業

農地の利用調整活動支援事業

新規就農者・女性農業者等育成・確保支援事業

担い手育成・確保普及支援事業

集落営農育成・確保緊急支援事業



担い手

アクション

サポート事業

[担当課： 経営局経営政策課 (0 3 - 3 5 0 2 - 5 6 0 1 (直))]

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

【 3 , 5 1 5 (0) 百万円】

対策のポイント

地域合意を基本として、担い手の育成のために新たな手法による総合的な支援対策を実施します。事業実施地区における担い手は、農業用機械施設等の導入に際して、いわゆる融資残補助や追加的な信用供与等を得ることを可能にします。

< 内容 >

地域の合意形成に基づき、地域農業の構造改革の方向性を取りまとめた地域構造改革プロジェクト計画(仮称)を作成した地区(構造改革重点地区)を対象として、担い手の経営責任を基本としつつ、以下の新たな支援を総合的に実施します。

1. プロジェクト融資主体型補助(融資残補助)

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付します。これにより、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

2. 追加的信用供与

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証(担い手の信用保証)を拡大します。

3. 一体的な支援措置

(1) 農地の面的集積の促進

面的なまとまりのある形での農地の利用集積を実現した場合に交付される面的集積促進費について、構造改革重点地区にあっては、加算措置により上乘せして支援します。

【担い手農地集積高度化促進事業(特会) 2,500(0)百万円】

(2) 担い手へのサポート事業の集中的展開

担い手の経営課題に対応したきめ細やかな経営支援を一体的に実施します。

【担い手アクションサポート事業 3,500(0)百万円】

【経営者組織連携研さん・高度経営支援事業 85(0)百万円】

(3) 地域における生産・流通等経営基盤の整備

構造改革重点地区について、強い農業づくり交付金(経営力の強化)との一体的な取組を重点的に支援します。

【強い農業づくり交付金 42,678(40,566)百万円】

[担当課：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

担い手農地集積高度化促進事業

【 2 , 5 0 0 (0) 百万円】

対策のポイント

規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積するための支援措置等を新設します。

< 内容 >

1. 農地の団地化に向けた活動の支援

担い手に農地をまとまった形で団地化して集積（面的集積）する活動を支援することにより、農地の分散化を解消し、担い手（認定農業者、集落営農組織など）にとっての真のコストダウンを実現します。

(1) 面的集積促進プランの策定・遂行

面的集積の実現に向け、以下を内容とする面的集積促進プランの策定・遂行を支援します。

担い手への農地の面的集積の現状と目標

目標達成に向けた農地の売買、貸借などについての計画

効率的な農地利用のための活動についての計画

面的集積促進費の利用計画

(2) 面的集積促進費の支払い

面的集積促進プランに定めた計画に従って担い手に面的集積した場合、その実績に応じ面的集積促進費を農用地利用改善団体などを通じて農地の出し手・受け手に支払います。

また、より大きな面的集積を実現した場合、より長期の賃貸借契約を結んだ場合、遊休農地を解消した場合などには、基本額に加えて加算額を支払い、担い手のコストダウンや地域内の農地の有効活用を積極的に図ろうとする活動を支援します。

2. 効率的な農地利用に向けた支援

面的集積を実現した農地に対して、整地、客土、暗渠整備などの簡易な基盤整備を行い、効率的な農地利用を支援します。

3. 農地の出し手・受け手の募集体制の整備

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネットにより農地の売買、貸借などの希望に関する情報を公開し、地域内外から広く農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築します。

[担当課：経営局構造改善課（03 - 3591 - 1389（直））]

担い手に対する金融上のメリット措置の拡充

【スーパーL資金等の無利子化措置

(農山漁村振興基金からの利子助成) 900(0)百万円】

【無担保・無保証人によるクイック融資 430(0)百万円】

対策のポイント

認定農業者が借り受けるスーパーL資金などを無利子で融通し、担い手の育成・確保を金融面から強力に支援します。また、担い手が緊急に必要なとする小口の資金について、迅速に無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをつくります。

< 内容 >

1. スーパーL資金等の無利子化措置

【(農山漁村振興基金からの利子助成) 900(0)百万円】

3年間の「集中改革期間」に認定農業者が借り受けるスーパーL資金等を、無利子とする措置を講じ、担い手の育成・確保を強力に推進します。

貸付対象者

認定農業者

資金使途

スーパーL資金、農業近代化資金

(農地取得、施設整備、長期運転資金)

対策実施期間

平成19年度から3年間

2. 無担保・無保証人によるクイック融資 【430(0)百万円】

企業経営診断手法(スコアリング手法)を活用し、担い手が営農活動を行う際に緊急に必要なとする比較的小口の一定額までについて、最速1週間で無担保・無保証人での融資の可否を判断できる仕組みをつくります。

貸付対象者

スコアリングシステムにより経営実績が一定格付以上(正常先)と判断された者

資金使途

スーパーL資金、農業近代化資金

(農地取得、施設整備、長期運転資金)

無担保・無保証人でのクイック融資の限度額

500万円まで無担保・無保証人で融資

手続き

決算書等を提出した日から最速1週間程度で融資可否を判断

[担当課：経営局金融調整課(03-3501-3726(直))]

担い手経営革新促進事業

【 7 , 1 0 0 (0) 百万円】

対策のポイント

更なる経営発展をめざす意欲的な担い手には、品目横断的経営安定対策による支援に加え、規模拡大等に向けた経営革新のための取組に対する支援を行います。

< 内容 >

1 . 経営革新モデルの実践に対する支援

米・麦・大豆など複数の作物を組み合わせた経営の中で、新しい技術を導入しつつ、農地と農業機械の効率的な利活用やそれぞれの作物に対する労働力配分の合理化などの経営革新に取り組む担い手に対し、地域におけるモデル経営としての実践経費を支援します。

【担い手経営革新促進事業のうち 1 , 7 0 0 (0) 百万円】

2 . 麦・大豆などの新規作付けに対する支援

担い手が、良品質な農産物を効率的に生産するための取組を進めながら、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、過去の生産実績を超えて麦・大豆などを作付けする場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援を行います。

【担い手経営革新促進事業のうち 5 , 4 0 0 (0) 百万円】

[担当課：経営局経営政策課 (0 3 - 3 5 0 2 - 5 6 0 1 (直))]

(4) 野菜・果樹対策の見直し

新たな野菜対策

【野菜対策 99(95)億円】

対策のポイント

消費者のニーズに応えた生産を行う産地を作り、供給量の振れをより小さくするなど、野菜対策を充実していきます。契約取引の拡大、需給調整の的確な実施、担い手を中心とした産地への重点支援が見直しの内容です。

(野菜をめぐる情勢)

- ・ 輸入量は増加傾向にあり年間252万t(自給率80%)
- ・ 一般家庭用では、生の輸入野菜の使用はわずかであるが(輸入割合:0.5% 2%)、加工・業務用での使用は大幅に増加(輸入割合:12% 26%)

政策目標

市場入荷量の変動を抑制:変動係数「1.8%(現状) 1.6%以下(27年)」
加工向け出荷量の増加:66万t(現状) 80万t(27年)

<内容>

1. 契約取引の推進

契約取引に取り組む産地のリスクを軽減する事業(契約野菜安定供給事業)の拡充・運用改善を図ります。

量販店等に野菜を納入している業者を産地の契約対象者に追加
皮むき、ふたつ割等の簡易な処理を行った野菜を対象に追加
価格高騰時におけるリスクを軽減できるよう補てん条件を改善
取引価格設定期間を延長

2. 需給調整の的確な実施

産地が需給調整に自ら積極的に取り組むよう、価格安定制度と需給安定対策との連携強化を図ります。

需給調整に参加している産地と参加していない産地に補てん率に10%の格差を設定

計画的出荷の実施状況に応じて価格安定制度の補てんを行う仕組みを強化
価格安定制度の最低基準額を引き上げ
産地廃棄した場合の交付金単価を一律に設定

3. 担い手を中心とする産地に対する重点的な支援

将来においても安定的・継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる生産者(認定農業者が基本)の育成・確保と計画的な生産・出荷への取組状況に応じて、産地間に補てん率の格差を設定します。

【補助率65/100、60/100、50/100、定額】

【野菜価格安定対策費補助金 9,908(9,531)百万円】

[担当課:生産局野菜課(03-3501-0984(直))]

新たな果樹対策

【果樹対策 52(4)億円】

対策のポイント

消費者の好みにあった新鮮でおいしい国産果実を安定的に供給できる産地を育成します。

果樹産地自らが立てた戦略に基づき、担い手の育成や優良品目・品種への転換等の構造改革を進めます。

(最近栽培が増えている新品種などの例)

- ・ 最近、うんしゅうみかんやなつみかんなどに代わり、デコポン(伸び率(過去3年間)1.1倍)、せとか(2.9倍)、はるみ(2.0倍)など、より甘くて食べやすい新しいかんきつ類の栽培が増加しつつあります。
- ・ また、りんごでは、甘くて果汁の多い品種(シナノスイート(2.2倍)、秋映(2.2倍)など)の栽培が増加しつつあります。

政策目標

【新しいかんきつ類等へ転換】

うんしゅうみかんの栽培面積の10%程度(27年)

【新品種へ転換】

りんご(ふじ等の晩生種)の栽培面積の5%程度(27年)

< 内容 >

1. 高品質果実を安定的に供給するための需給の安定

気象の影響により一時的に出荷が集中する場合に、その一部を加工原料(ジュース等)に仕向けます。これにより、需給の不均衡化を防ぎ、産地・担い手が進める構造改革や消費者への高品質果実の安定供給を図ります。

【補助率1/2、定 額】

【果実需給安定対策事業 所要額 458(405)百万円】

2. 新鮮でおいしい国産果実を安定的に供給できる産地づくり

産地において立てた戦略(産地計画)に基づき、構造改革を進める産地・担い手を積極的に支援し、新鮮でおいしい国産果実を安定的に供給できる産地づくりを進めます。

具体的には、以下の取組等に対して助成します。

優良品目・品種への転換、小規模な園地整備

担い手への園地集積、労働力確保のためのシステムづくり

【補助率1/2、定 額】

【果樹経営支援対策事業 所要額 4,750(0)百万円】

[担当課：生産局果樹花き課(03-3501-3081(直))]

(5) 企業の農外からの新規参入の促進

【企業参入支援総合対策 17.3(0.2)億円ほか】

対策のポイント

農地リース特区の全国展開(平成17年9月から)により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するための本格的な事業を開始します。

(企業が地域に参入した事例)

〔参入場所〕 鹿児島県内

〔参入法人〕 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社

〔経営内容〕 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培

〔地域への効果〕 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

〔参入場所〕 新潟県内

〔参入法人〕 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1

〔経営内容〕 遊休農地等30haにおいて水稻、畑作等

〔地域への効果〕 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) 500法人(22年度)

< 内容 >

1. 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。 【定 額】

【企業等農業参入支援全国推進事業 20(0)百万円】

2. 農地利用調整の円滑化

(1) 農地情報の提供

インターネットにより農地の貸借等の希望に関する情報を公開し、地域内外から農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築します。その中で、企業等が参入に必要な農地に関する情報を広く提供します。 【補助率1/2】

【担い手農地集積高度化促進事業のうち農地マーケット事業(特会)

300(0)百万円】

(2) 農地利用の調整

企業等の積極的な農業参入を促進するための掘り起こし活動や企業等が参入する農地の利用調整活動を実施します。 【定 額】

【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 19(20)百万円】

(3) 農地リースの支援

企業等が利用する農地の測量調査等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要となる経費、簡易な基盤整備に必要となる経費等を支援し、企業等への農地リースを促進します。 【定 額、補助率1/2】

【企業等農業参入支援推進事業(特会)430(0)百万円】

3 . 機械・施設リースの支援

企業等への農業用機械・施設リースを支援し、農業参入の初期投資を軽減します。

【定 額、補助率6/10】

【企業等農業参入支援加速リース促進事業(特会)965(0)百万円】

4 . 交付金等による支援

(1) 生産・加工・流通施設、土地基盤等の整備

認定農業者等の育成・確保、担い手への農地の利用集積等に資する生産・加工・流通施設、土地基盤等の整備に対し支援し、農業参入の初期投資を軽減します。 【定 額】

【経営構造対策

強い農業づくり交付金 42,678(40,566)百万円の内数】

(2) 遊休農地の土地条件整備

遊休農地の改良に必要な土地基盤整備に対し支援し、企業等による農地の有効利用及び地域の振興を図ります。 【定 額】

【遊休農地活用土地条件整備

元気な地域づくり交付金 40,643(41,526)百万円の内数】

(3) 生産技術の支援

企業等へ営農計画や農業生産技術等の濃密な指導等を行い、安定的な経営発展を支援します。 【定 額】

【新技術活用優良農地利用高度化支援

強い農業づくり交付金 42,678(40,566)百万円の内数】

(4) 農業用機械・施設整備に係る融資

農業経営の改善を図る農業用機械・施設等を取得するために必要となる資金を融通します。

【農林漁業金融公庫資金等】

[担当課：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

企業参入支援総合対策

フーズ

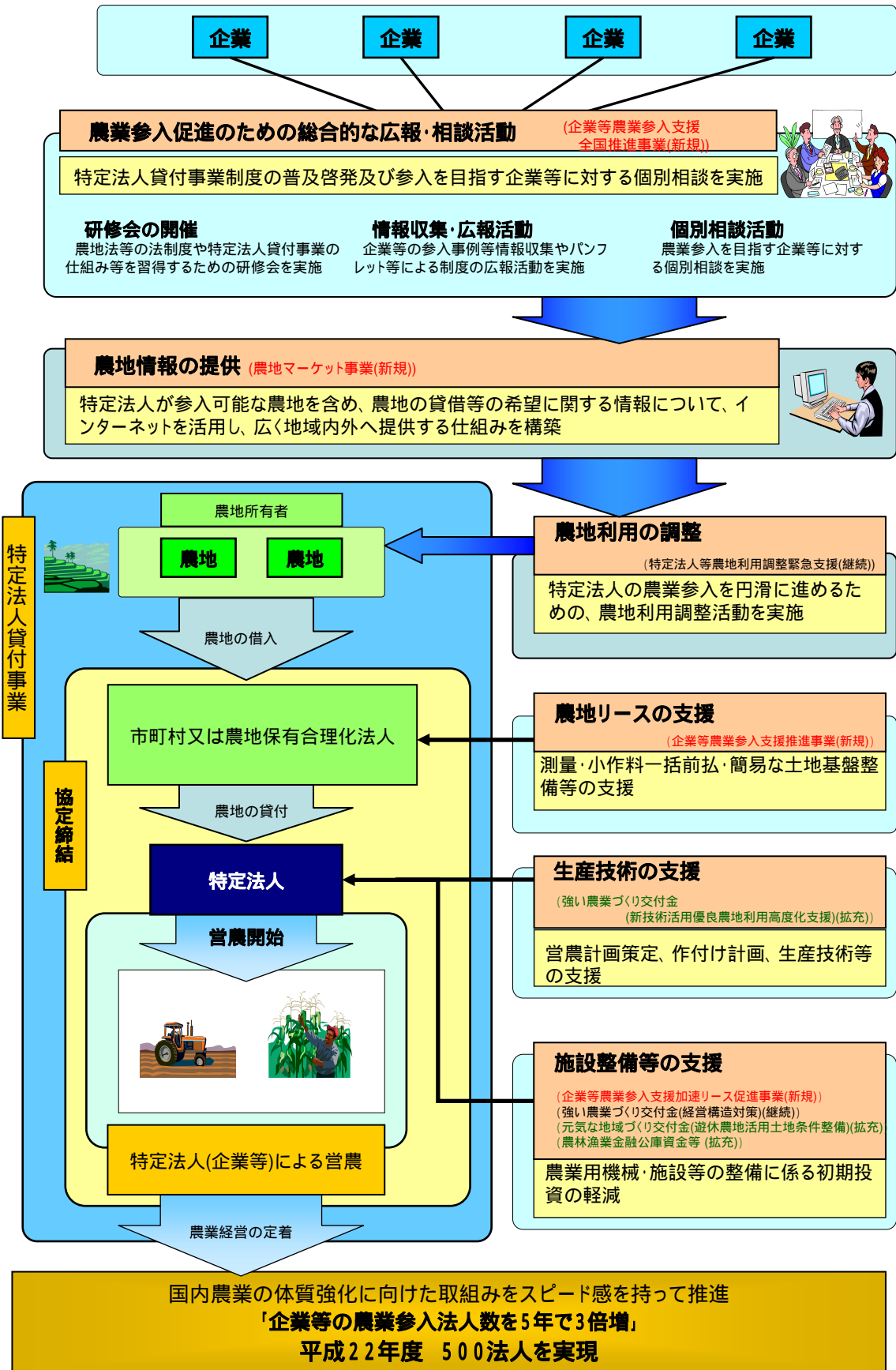
基礎的情報収集段階

参入検討段階

協定締結段階

就農準備段階

営農段階



国内農業の体質強化に向けた取組みをスピード感を持って推進
「企業等の農業参入法人数を5年で3倍増」
平成22年度 500法人を実現

(6) 構造改革のための基盤づくりの新たな展開

【農業生産基盤整備の推進 1,657(1,311)億円】
うち経済成長戦略推進要望 136億円

対策のポイント

担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積を図るためには農業生産基盤の整備が不可欠です。このため、効果の高い地区を重点的に整備していきます。

また、農業生産法人の育成や地域の発展段階に応じた段階的基盤整備、さらに農業生産の基礎となる基幹的な農業水利ストックを効率的に活用するためのストックマネジメントの本格導入など新たな取組を進めます。

(基盤整備とは)

基盤整備とは、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な営農条件を備えたものに整備することです。

水田における基盤整備の実施によって、以下のような状況が生まれています。

- ・ 基盤整備を実施した地区の約4割で生産組織が設立されています。
- ・ 基盤整備を契機に、1年間に約1万haの担い手への農地の利用集積がなされています。
- ・ 基盤整備が実施された地区において農業法人が約200法人設立されています。
- ・ 仮に今後基盤整備を行わなければ、未整備水田での耕作放棄が進み食料自給率が低下するおそれがあります。

政策目標

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

国で造成した基幹的な農業用排水路約1万4千kmの機能診断を5年間で実施

<平成19年度における農業生産基盤整備の実施方針>

約7,000haの農地を担い手に集積

約10,000haの水田を整備するとともに7,000haの畑地にかんがい施設を整備

国で造成した基幹的な農業用排水路2,000kmの機能診断を実施

地域担い手育成総合支援協議会の定めるアクションプログラムの担い手育成の目標を達成するため、経済成長戦略推進枠に計上

< 新規拡充事業の内容 >

1. 農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の整備を契機として、担い手の育成・確保や農地の利用集積を図ります。

具体的には、以下の取組を実施します。

担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積の契機となる基盤整備を実施

【補助率 1 / 2 等】

基盤整備に係る農家負担について無利子融資を実施

【経営体育成基盤整備事業（公共） 96,050（80,010）百万円】

【畑地帯総合農地整備事業（公共） 63,845（50,189）百万円】

【担い手育成農地集積事業（融資枠）（特会） 12,000（12,000）百万円】

2. 基盤整備を契機とした農業生産法人等の育成

農業生産の基盤の整備と所要の関連支援施策を一体的に実施し、望ましい農業構造の確立及び農村社会の持続的な発展に資する経営者としての能力を身に付けた農業生産法人等を育成します。

【補助率 1 / 2 等】

【農業生産法人等育成緊急整備事業（公共） 1,000（0）百万円】

3. 地域の発展段階に応じた基盤整備の推進

基盤整備が立ち遅れている地域を対象に、地域の発展段階に応じた段階的基盤整備等を実証します。実証の結果を踏まえ、将来全国展開を図るための計画策定指針等を作成します。

【定 額】

【段階的基盤整備等実証事業（公共） 1,000（0）百万円】

4. スtockマネジメントの推進

基幹的な農業水利施設の機能診断、予防保全計画の作成及び計画に基づく対策工事を一貫して実施します。

具体的には、以下の取組を実施します。

国で造成した農業水利施設の機能診断及び予防保全計画の作成 【国 費】

都道府県で造成した農業水利施設の機能診断及び予防保全計画の作成に対する支援 【補助率 1 / 2】

予防保全計画に基づく対策工事の実施に対する支援 【補助率 1 / 2】

【基幹水利施設Stockマネジメント事業（公共） 4,000（0）百万円】

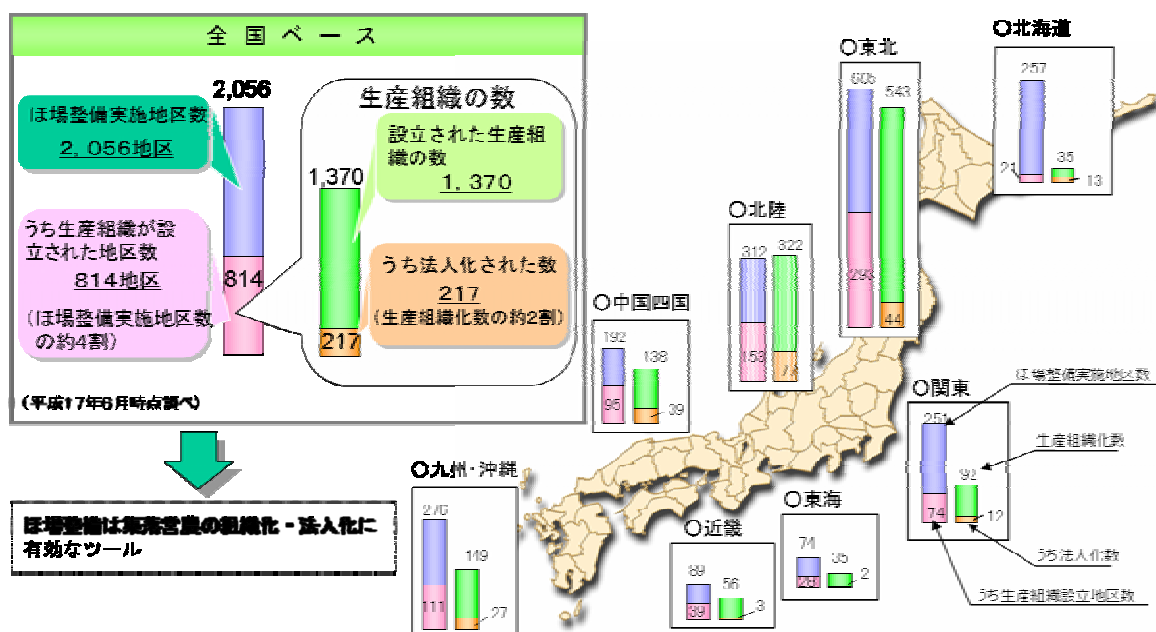
【国営造成水利施設保全対策指導事業（公共） 1,800（873）百万円】

5. 技術マニュアルの作成

ストックマネジメントの取組を現場で円滑に進めるため、その基本的な考え方や手順等を整理した技術マニュアルを充実します。

（ 担当課：農村振興局農地整備課（03-3502-6277（直））
 水利整備課（03-3502-6246（直）） ）

基盤整備を契機とした農業生産法人等担い手の育成状況



ほ場整備実施地区数とは、H5～H14に採択されたほ場整備事業（一般型・担い手育成型）と土地改良総合整備事業（一般型・担い手育成型・支援型・水田農業緊急整備型）を実施した地区数。

生産組織とは、複数の農家が参加しており、代表者及び規約の定めがある協定が結ばれているなどの県営ほ場整備事業等において定義されていた組織をいう。

(7) 飼料自給率向上の取組の推進

【飼料自給率向上対策 289(260)億円】

対策のポイント

国内産飼料の生産・供給を拡大するための施策を充実します。
水田での稲発酵粗飼料等、飼料作物の生産・利用の拡大、未利用資源の飼料化の推進等に取り組みます。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

粗飼料・・・乾牧草、サイレージ(発酵させた粗飼料(牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料))、稲わら等

濃厚飼料・・・穀類(とうもろこし、こうりゃん、大麦)、糠類(ふすま、米ぬか)、粕類(大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、動物性飼料(魚粉)等

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当を家畜の飼料として再利用しています(エコフィード)。

政策目標

飼料自給率の向上

24%(平成15年度)

35%(平成27年度)

<内容>

1. 国産粗飼料の生産拡大

(1) 地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を創設します。これにより水田における効果的な飼料作物の生産振興を図ります。

【補助率1/2以内、定額】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(6,208)百万円】

(2) 水田地帯等における新たな畜産の担い手育成と農地の有効活用を図るため、耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援しつつ、不作付地等を対象とした飼料基盤整備を促進する新たな対策を講じます。

【補助率1/2、55/100、2/3等】

【草地畜産基盤整備事業(公共) 16,297(12,599)百万円】

(3) 稲発酵粗飼料や稲わらの畜産農家での利用を促進する取組や稲わらの安定的な供給を実現する革新的な生産・流通システムの導入の支援を行います。

【定 額】

【国産粗飼料増産対策事業 1,722(1,722)百万円】

【補助率1/2、1/3等】

【強い農業づくり交付金 42,678(40,566)百万円の内数】

【補助率1/2、1/3等】

【未来志向型技術革新対策事業 7,586(0)百万円の内数】

2. 飼料の生産・流通体制の整備

(1) 飼料作物の生産からTMR(完全混合飼料)の調製・供給までを行うTMRセンターを中心とした先端的な地域の飼料生産・供給システムの波及を促進するためのモデル的な取組を支援します。さらに、遊休農地等における放牧の拡大、生産性・作業効率の高い牧草地への改良等に対する支援を行います。

【補助率1/2、1/3等】

【強い農業づくり交付金 42,678(40,566)百万円の内数】

【補助率1/2、1/3等】

【未来志向型技術革新対策事業 7,586(0)百万円の内数】

(2) 飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作付面積に応じた支援を行います。

【定 額】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 5,446(5,446)百万円】

3. エコフィード(食品残さの飼料化)の推進

(1) 濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域で発生する食品残さ等を飼料として再生利用する、環境にやさしいリサイクル飼料生産(エコフィード)の仕組みづくりを推進します。

【定 額】

【食品残さ飼料化推進事業 30(30)百万円】

(2) 食品残さの飼料化技術の波及を図るため、原料や製品の収集・運搬が県域を超えるような大規模で先端的・モデル的な取組を支援します。

【補助率1/2】

【未来志向型技術革新対策事業 7,586(0)百万円の内数】

(担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-3381(直)))
" 畜産企画課(03-3502-0874(直)))

(8) 環境保全型農業の推進

【環境農業特別対策 32(2)億円】

対策のポイント

我が国農業生産のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、農業生産活動に伴う環境への負荷を低減します。

(環境保全型農業とは)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業のことです。

政策目標

エコファーマーの認定促進

<基準年(平成15年度)>

47,766件

<目標年(平成21年度)>

200,000件

(エコファーマーとは)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等による土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の通称です。

<内容>

1. 地域の環境保全に向けた先進的な営農活動への支援

農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援することにより、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上の促進を図ります。

【定 額】

【農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動支援交付金(再掲) 2,986(0)百万円】

2. 農業環境生産技術の確立・普及

持続的な農業生産の推進に生かすため、多様な環境負荷低減技術の導入効果についての実証試験や、土壌改良資材等の効果の検証手法を開発し、農業者等に広く普及します。

具体的には、

有機農業の実現に資すると見込まれる技術等について、その導入効果や適用条件を調査するため、実証試験等を行います。

【定 額】

有機農業をはじめとする環境保全型農業について、生産現場での取組の拡大に向けた啓発活動、技術情報等の提供を行います。

【定 額】

土づくりに用いる土壌改良資材等の効果に係る判定手法を開発します。

【有機農業等指導推進事業 54(0)百万円】

【土壌改良資材等効果検証手法開発事業 22(0)百万円】

3. 精密農業により、環境負荷の大幅な低減を達成

精密農業技術の効果的な導入・組合せによる大幅な環境負荷低減効果を実現するIT活用型営農を構築します。

具体的には、以下の活動などに対して助成を行います。

航空写真等を解析して得られた土壌の肥沃度等のデータに基づいて、肥沃でない箇所のみ施肥を行う精密可変施肥機の試作。

病害虫発生予察ソフトを事業実施地区の地形、微気象に合わせて改造することで、高精度な病害虫発生予察を実施。

【補助率 1 / 2 等】

【IT活用型営農成果重視事業 95(95)百万円】

4. 環境農業生産技術の面的拡大

環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を実施します。 【補助率 1 / 2 等】

【強い農業づくり交付金 42,678(40,566)百万円の内数】

5. 農業者が取り組む「農業環境規範」の普及・定着

補助事業等における「農業環境規範」の実践の要件化(クロス・コンプライアンス)について、平成17年度に要件化を実施した事業の検証を踏まえ、対象を拡大する等、その普及・定着を推進します。

(農業環境規範とは)

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項として「土づくりの励行」、「適切で効果的・効率的な施肥」、「効果的・効率的で適正な防除」など7項目を定めており、農業者が自らの生産活動における実行状況について自己点検を実施するためのものです。

[担当課：生産局農産振興課(03-3502-8509(直))]